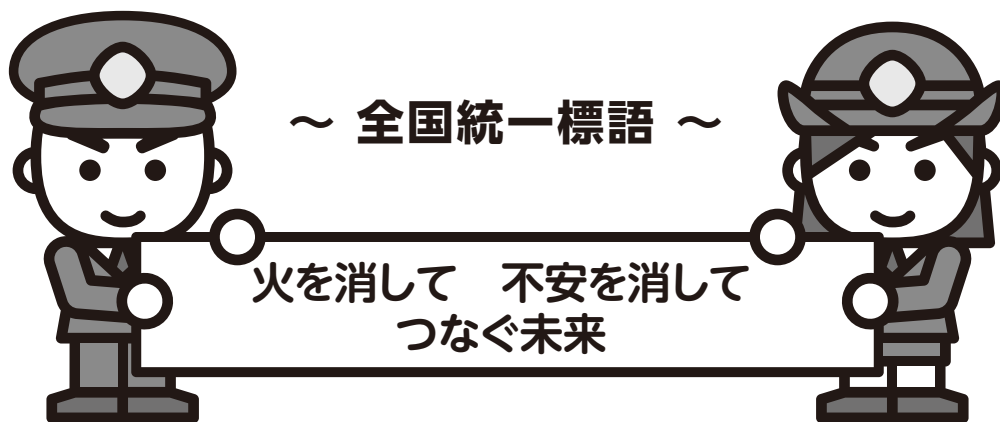


秋の火災予防運動

実施期間 令和5年10月15日(日)～31日(火)



～ 全国統一標語 ～

火を消して 不安を消して
つなぐ未来

これから冬にかけて気温が下がり、暖房機を使用する機会が増えてきます。空気が乾燥するこの時期は火気の取り扱いに、より一層注意していただくとともに、ご家庭や職場、外出先などでも火気の取り扱いには十分ご注意ください。

また、火災予防運動期間中は防火サイレンの吹鳴や巡回広報など、各種行事を予定しておりますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い致します。



第73号

留萌消防組合

秋の火災予防運動 関連行事のお知らせ

○火災防御訓練 10月16日(月) 10時30分～

実施場所 『留萌市高砂町1丁目 株式会社 堀口組』

○防火サイレン吹鳴

10月15日(日)～10月21日(土) 20時00分

○防火広報

秋の火災予防運動期間中は、消防車両が市内を巡回し広報を行います。



～防火対象物所有者または防火管理者の皆様へ～

消防法について知っていただきたいことがあります！

あなたが所有・管理する会社やお店は安全ですか？

留萌消防署では毎年、火災予防運動期間中において、市内の防火対象物を対象とし、立入検査を実施しております。消防法に基づき、不備のみられる点については改善に向け指導を行い、改善に努めていただいております。今後も改善されず、危険な状態が継続される場合には消防法違反となり、罰則の対象となってしまいます。

従業員やお客様の安全確保のため、消防署の指導にご理解いただき、早期改善に努めていただきますようお願い致します。



※上記QRコードは消防法の違反罰則規定についてのリーフレットがご確認できます。

ご家庭に設置の住宅用火災警報器大丈夫ですか？

住宅用火災警報器の設置義務化（平成23年6月1日）から10年以上が経過しました。

総務省消防庁の実施した調査によると、令和5年6月1日現在までの住宅用火災警報器を設置している世帯で、作動確認を実施した2.9%で電池切れや故障、設置から10年以上経過したものが32%となっており、令和3年（義務化から10年）時から増加傾向にあります。

上記の調査表のように、留萌市の設置率は全国・北海道の設置率を上回る結果となっています。しかしながら、約15%の世帯では住宅用火災警報器が未設置ということがわかります……。

また、本調査では、地域別に比較した住宅用火災警報器の経過年数率について、全国ではいつ設置されたものなのか『不明』というものの割合が22.8%であることに對し、北海道での割合は75.2%と全国平均を大きく上回る数値となっており、他の都道府県と比較してもこの割合が40%を超えている地域は北海道のみでした。

既に住宅用火災警報器を設置されているご家庭についても、設置してから10年以上経過している場合は、本体内部の電子機器が劣化し、火災を感知しなくなることが考えられるため、**住宅用火災警報器の交換目安は10年**とされています。定期的に作動確認を実施し、音が鳴らない場合は本体または電池の交換をしましょう。

全国と北海道の比較表

	設置率
全国	84.3%
北海道	84.4%

全国で20番目の設置率

北海道と留萌の比較表

	設置率
北海道	84.4%
留萌	85.6%

北海道全体での数値を上回っています

～住宅用火災警報器については～

留萌市公式ホームページ内の留萌消防組合消防本部予防課のページ「トップページ」>組織から探す>留萌消防組合消防本部予防課>予防課について>住宅用火災警報器の設置について」を検索するとご確認できます。右記のQRコードからもご確認できます。



少年消防クラブ員を募集しています！

留萌消防組合では、少年消防クラブ員を募集しています。防火・防災についての知識や技術を身につけ、災害時に自らの生命や体を守れる力を育むことを目的としています。

対象者：小学校1年生～
中学3年生の少年・少女

募集期間：通年

消防車両の見学や放水訓練を通して消防の仕事学ぶほか、宿泊研修や科学館、動物園への施設見学など楽しい行事もあります。クラブ員のほか、指導員（成人）、準指導員（高校生）の希望者も併せて募集中です。興味のある方は消防署までご連絡お待ちしております。

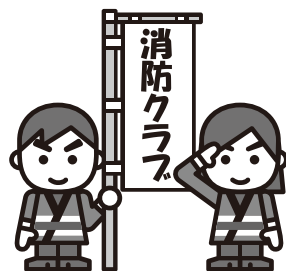
動物園見学



科学館見学



ウォークラリー体験



火災から 生命を守ろう

【誌面に対するお問い合わせ先】

問 留萌消防組合留萌消防署・予防課予防係

TEL 42-2296 FAX 43-5150